

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第4区分

【発行日】令和2年10月8日(2020.10.8)

【公表番号】特表2020-526670(P2020-526670A)

【公表日】令和2年8月31日(2020.8.31)

【年通号数】公開・登録公報2020-035

【出願番号】特願2020-501465(P2020-501465)

【国際特許分類】

C 23 C 14/04 (2006.01)

【F I】

C 23 C 14/04 A

【手続補正書】

【提出日】令和2年1月14日(2020.1.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

マスクであって、

マスクフレームと、前記マスクフレームに固定配置されるマスクフィルムと、を含み、前記マスクフィルムには、複数の表示用画素開口を有する第1の領域と、及び前記第1の領域を囲むように設置され複数の第1の補助画素開口を有する第2の領域が設置され、前記第2の領域の第1の補助画素開口のサイズが前記第1の領域の表示用画素開口のサイズより小さい、ことを特徴とするマスク。

【請求項2】

前記第2の領域の第1の補助画素開口は、前記第1の領域を囲んで規則的に配列され、前記第1の領域を囲んで規則的に配列される前記第1の補助画素開口のサイズは、前記第1の領域から外側につれ減少する、ことを特徴とする請求項1に記載のマスク。

【請求項3】

前記第2の領域の前記第1の補助画素開口は、前記第1の領域を複数サイクルで囲むように設けられ、複数サイクルの前記第1の補助画素開口のサイズは、各サイクル毎に前記第1の領域から外側につれ減少する、ことを特徴とする請求項1に記載のマスク。

【請求項4】

前記マスクフィルムは、さらに、前記第1の領域と前記第2の領域との間に設置され複数の第2の補助画素開口を有する第3の領域を含む、ことを特徴とする請求項1に記載のマスク。

【請求項5】

前記第3の領域の第2の補助画素開口のサイズは、前記第1の領域の表示用画素開口のサイズと同じであり、或いは、前記第3の領域の前記第2の補助画素開口のサイズは、前記第1の領域の表示用画素開口のサイズより小さいとともに、前記第1の領域から外側につれ減少する、ことを特徴とする請求項4に記載のマスク。

【請求項6】

前記マスクの厚さは、前記第1の領域から外側につれ増加する、ことを特徴とする請求項1～5のいずれか1項に記載のマスク。

【請求項7】

マスクの製作方法であって、

マスクフィルムを提供し、第1の領域を形成するように前記マスクフィルムをエッチングして複数の表示用画素開口を形成すること、

前記第1の領域を囲むように前記第1の領域の画素開口よりサイズが小さい複数の第1の補助画素開口をエッチングして第2の領域を形成すること、

前記マスクフィルムをマスクフレームに固定配置して前記マスクを形成すること、を含む、ことを特徴とするマスクの製作方法。

【請求項8】

前記マスクの厚さは第1の領域から外側につれ増加するように、前記マスクをエッチングすることを、さらに含む、ことを特徴とする請求項7に記載のマスクの製作方法。